

令和3年2月定例会議事録

令和3年2月4日

鹿屋市教育委員会

○議事日程

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

- (1) 議案第29号 令和2年度鹿屋市一般会計補正予算（第12号）に係る意見の申し出について
- (2) 議案第30号 事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- (3) 議案第31号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
- (4) 議案第32号 鹿屋市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部改正について
- (5) 議案第33号 鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部改正について
- (6) 議案第34号 鹿屋市地区学校統合推進委員会設置要綱の一部改正について
- (7) 議案第35号 鹿屋市奨学資金条例の一部改正について
- (8) 議案第36号 鹿屋市教育支援委員会条例の一部改正について
- (9) 議案第37号 鹿屋市いじめ対策第三者委員会設置条例の一部改正について
- (10) 議案第38号 鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について
- (11) 議案第39号 鹿屋市信頼される学校づくりのための委員会設置要綱の一部改正について
- (12) 議案第40号 鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例の一部改正について
- (13) 議案第41号 鹿屋市青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- (14) 議案第42号 鹿屋市文化財保護審議会条例の一部改正について
- (15) 議案第43号 鹿屋市串良ふれあいセンター条例及び鹿屋市公民館条例の一部改正について
- (16) 議案第44号 鹿屋市社会教育委員の変更について

5 報告

- (1) 令和2年度鹿屋市立看護専門学校入学試験結果報告について
- (2) 第73回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）について
- (3) 第39回鹿屋市美術展について
- (4) 家庭教育講演会について

議案第40号	員会設置要綱の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第41号	鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第42号	鹿屋市青少年問題協議会設置条例の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第43号	鹿屋市文化財保護審議会条例の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第44号	鹿屋市社会教育委員の変更について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	<p>新型コロナウイルスは、まだまだ油断できない状況であり、鹿屋市内の小中学校でも、いつ感染者が出てもおかしくない状況である。鹿児島市内の学校では、感染者数の増加に伴い対応に追われていると聞いている。</p> <p>鹿屋市全体の教育活動については、コロナ禍においても様々な工夫をし、子ども達の教育活動を止めないよう進めていきたい。</p>
2	前回の議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
早川委員	LGBTについて、第一佐多中学校での授業の様子がテレビ放送され、また、関連付けて鹿屋工業高校での制服の選択制度についても放送があった。鹿屋女子高は、申告制という事だが状況はどうか。
教育長	どちらでも選択できるのだが現在、スラックスを選択している生徒はいない。
蓑田委員	新聞で、県内の高校生が、全商（全国商業高校協会主催）9種目1級に合格した記事を目にした。難易度が高い上に、コロナ禍の不便な状況

生涯学習課長	資料に基づき説明
風呂井委員	スクールバス業務委託事業について、大幅に減額した理由を伺いたい。
学校教育課長	今年度から、単価契約を年間契約に変更した。制度上、年間契約にすることにより安くなることから、スクールバスは全て年間契約にし、タクシー運行については単価契約とした。そのことにより減額が生じた。
風呂井委員	中学校数よりも小学校数の方が多いが、減額は中学校の方が多いはなぜか。
学校教育課長	小中学校のスクールバスの路線数の違いと、今回、中学校1路線をタクシー便に変更したことなどによるものである。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第29号は、原案可決とする。 (2) 議案第30号 事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について
教育総務課長	資料に基づき説明
蓑田委員	関連する事として、学校の樹木が民家の塀を損壊することも、今後考えられる為、事前に調査と対応をしておくことも必要ではないか。
教育総務課長	対応していきたい。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第29号は、原案可決とする。 (3) 議案第31号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

学校教育課長	学校教育課の附属機関は3つである。
生涯学習課長	生涯学習課の附属機関は6つである。また、私的諮問機関は2つである。
風呂井委員	青少年問題協議会の中で、市議会議員を外した理由を伺いたい。
教育総務課長	附属機関は合議体であり意見を集約し、教育長若しくは市長に意見を申し出る等を行い、その意見に基づいて政策を進めることとなる。市議会議員は、その職務の性格上、別の立場から審議・意見を述べる立場にあることから外れている。
風呂井委員	青少年問題協議会には、教育長や教育次長も含まれているのか。
生涯学習課長	市長が会長で、市議会議員が2名含まれている。教育長と市民生活部長と保健福祉部長の3名も含まれているが、次回から市職員は外れることになる。
教育長	次回からは、部長クラスが外れるが会議に支障はないのか。
教育総務課長	次回からは、事務局としての位置づけになるので支障はない。
蓑田委員	協議会の委員数が、大幅に減ることについても会議に支障はないのか。
教育総務課長	支障がないように法令に基づいた人数にした。
風呂井委員	女性の登用に関してどう対応しているのか。
教育次長	附属機関の指針では、35%以上を目標に定められている。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第32号から案第42号は、原案可決とする。
	(15) 議案第43号 鹿屋市申良ふれあいセンター条例及び鹿屋市公民館条例の一部改正について

教育長	次回の定例教育委員会は、令和3年3月18日（木）15時00分から教育長室で行う。
8	閉会
教育長	以上をもって2月定例教育委員会を閉会する。 以上